

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【公開番号】特開2015-48366(P2015-48366A)

【公開日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-017

【出願番号】特願2013-179195(P2013-179195)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/16 (2014.01)

B 4 3 K 7/00 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/16

B 4 3 K 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月3日(2016.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水と着色剤と、20における水への溶解度が0.15重量%以上のイオン液体を含んでなる筆記具用水性インキ組成物。

【請求項2】

前記イオン液体が、水溶性官能基を有するアンモニウムイオンをカチオンとする塩である請求項1記載の筆記具用水性インキ組成物。

【請求項3】

前記イオン液体が水性インキ中0.15~20重量%の範囲にある請求項1又は2に記載の筆記具用水性インキ組成物。

【請求項4】

前記請求項1乃至3のいずれかに記載の筆記具用水性インキ組成物を内蔵してなる筆記具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の筆記具用水性インキ組成物は、水と着色剤と、20における水への溶解度が0.15重量%以上のイオン液体を含んでなることを要件とする。更に、前記イオン液体が、水溶性官能基を有するアンモニウムイオンをカチオンとする塩であること、前記イオン液体が水性インキ中0.15~20重量%の範囲にあることを要件とする。更には、前記筆記具用水性インキ組成物を内蔵してなる筆記具を要件とする。